



高めよう 地域協働の力！

多面的機能支払交付金 活動組織の広域化推進の手引き

～事務を効率化し組織力を高めて共同活動を続けていこう～

農林水産省 農村振興局 整備部
農地資源課 多面的機能支払推進室

はじめに

近年、高齢化や農業者の減少などの進展により、小規模な活動組織では共同活動の継続が徐々に困難になっています。現在の活動を継続しつつ地域の共同活動による地域資源の保全管理を持続的な体制の下で行うために、活動組織の広域化の推進により活動の効率化や組織力の強化を図り、地域農業の再編が求められています。

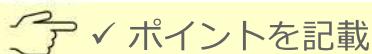
この手引きは、活動組織及び関係機関の皆様が広域活動組織を設立するにあたっての検討及び合意形成の手順、その留意点等について解説した資料です。

目次

はじめに	1
I 広域活動組織とは	2
1 制度上の目的・要件等	2
2 広域活動組織に関するデータ	7
II 広域化の必要性とメリット・デメリット	10
1 広域化の必要性	10
2 広域化によるメリット	11
3 広域化によるデメリット	14
III 広域活動組織設立までの手順	15
1 推進主体による広域化推進の方向性の決定	16
2 推進主体による基本的な方針の検討	18
3 広域化対象集落等への説明会	28
4 集落等から広域活動組織への参加同意の確認	28
5 広域活動組織運営方針の具体案の検討	29
6 各集落等への説明、参加同意の確認	36
7 広域活動組織設立	37

【主な変更内容（令和6年度版）】

- ・データ等の時点更新をしました。
- ・各項目でポイントとなる点を記載しました。



- ・農林水産省ウェブサイト掲載の「広域化プロセス事例集」の紹介を記載しました。

I 広域活動組織とは

1 制度上の目的・要件等

広域活動組織とは、旧市区町村区域等の広域エリアにおいて複数の集落又は活動組織（以下「集落等」という。）及びその他関係者の合意により、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理等を実施する体制を整備することを目的として設立される組織です。

（1）規模・構成

1) 規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上）を有する場合が対象※となります。

※中山間地域等は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上。

2) 構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- ① 集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者
→農業者に加え、農業者以外の地域住民や団体を含む
- ② 集落等の構成員である農業者のか、農業者団体等の地域の実情に応じた者
→農業者のみで構成

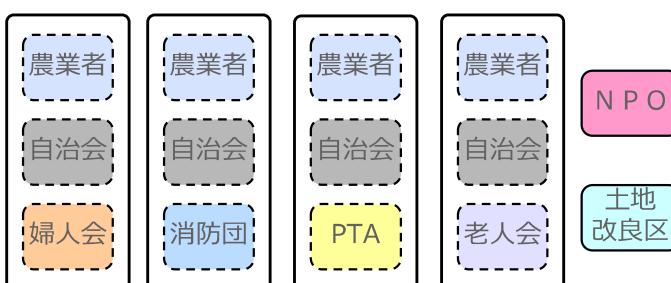
※ 広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結することです。



✓ 資源向上支払交付金（共同）の交付を受けるには、①の構成である必要があります。

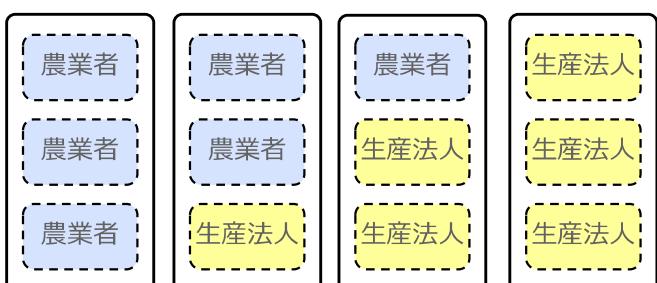
①農業者及びその他の者で構成

集落A 集落B 集落C 集落D



②農業者のみで構成

集落A 集落B 集落C 集落D

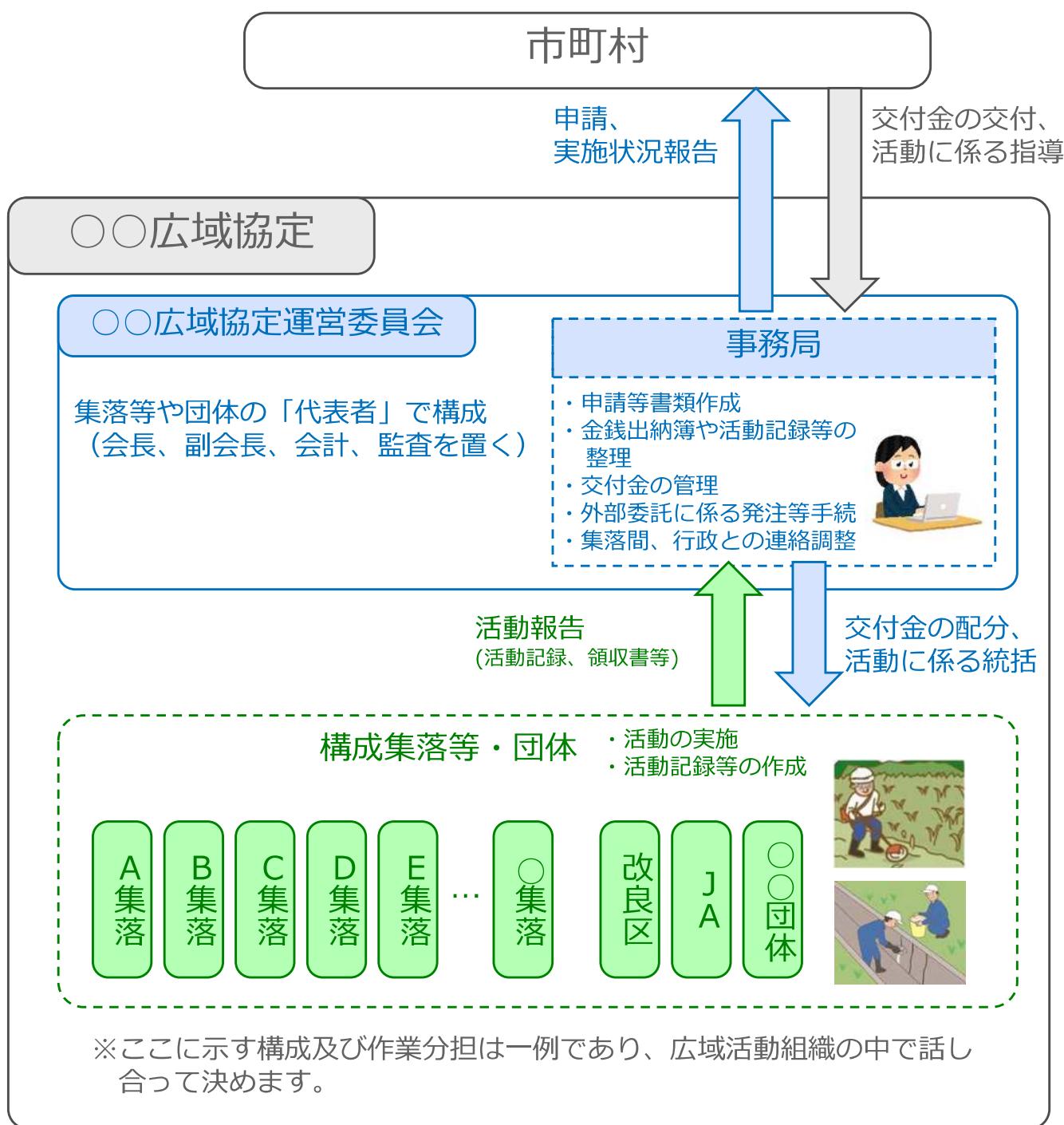


■ 広域活動組織の構成（例）

3) 運営体制

集落等及びその他の団体の代表者等で構成される広域協定運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置し、活動計画の内容や活動報告、収支予算又は決算に関する事項等を決定します。

各集落等又は団体は、年度の活動計画を立て運営委員会に提出し、この計画に基づき活動を実施するとともに実施状況を報告します。



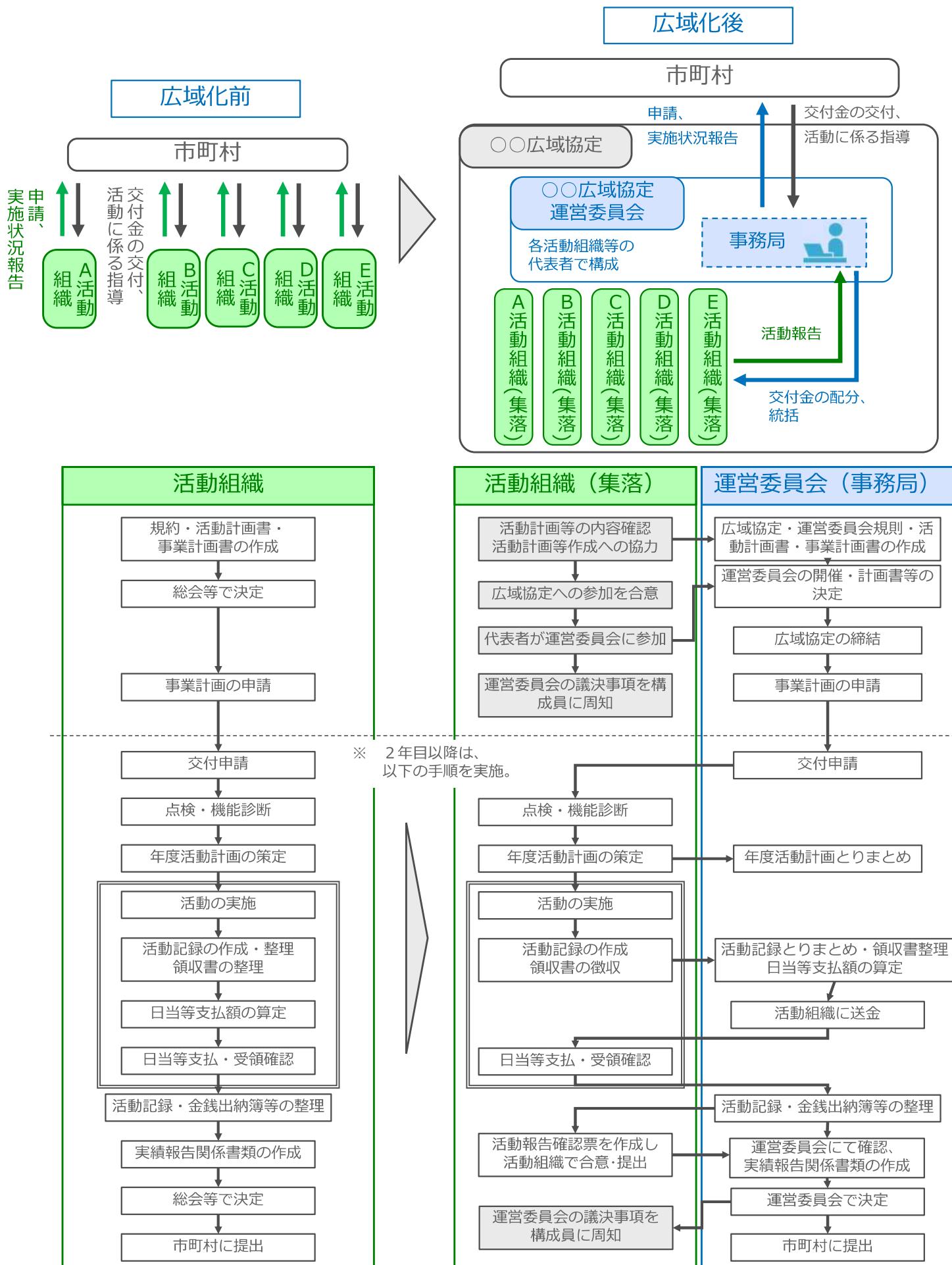
(2) 活動組織と広域活動組織の比較

1) 活動組織と広域活動組織の比較表

	広域活動組織	活動組織
保全管理する区域内の農用地面積の要件	200ha以上（北海道にあっては3,000ha以上） ※中山間地域等の条件不利地域は50ha以上（北海道にあっては1,500ha以上）又は3集落以上	特になし
構成員	①集落又は活動組織若しくはその構成員 ②その他の者（地域住民、団体等）	①農業者 ②その他の者（地域住民、団体等）
意思決定機関	広域協定運営委員会（各集落等の代表者（委員）によって組織される会合） ※各集落等においても合意形成は必要。	総会（組織の構成員全員によって組織される会合）
議決方法	委員の過半数（委任状含む）の出席で委員会が成立、出席委員の過半数で議決。 ※委員とは協定に参加する集落及びその他団体の代表者を示す。	構成員現在数の過半数（委任状含む）の出席で総会が成立、出席構成員の過半数で議決。
※特別議決	出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要。 ただし、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止は、全員による議決が必要。	出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決が必要
交付金の流れ	市町村→運営委員会→各集落等（必要に応じて）	市町村→活動組織
活動報告・確認の流れ	各集落等→運営委員会→市町村	活動組織→市町村
資源向上支払交付金（長寿命化）の交付上限額	交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額。	広域活動組織の規模要件を満たさない活動組織は、以下①又は②のいずれか小さい額 ①交付単価※に対象農用地面積を乗じて得た額 ②集落数に200万円を乗じた額 ※直営施工を実施しない場合の交付単価は基本単価に5/6を乗じた額。

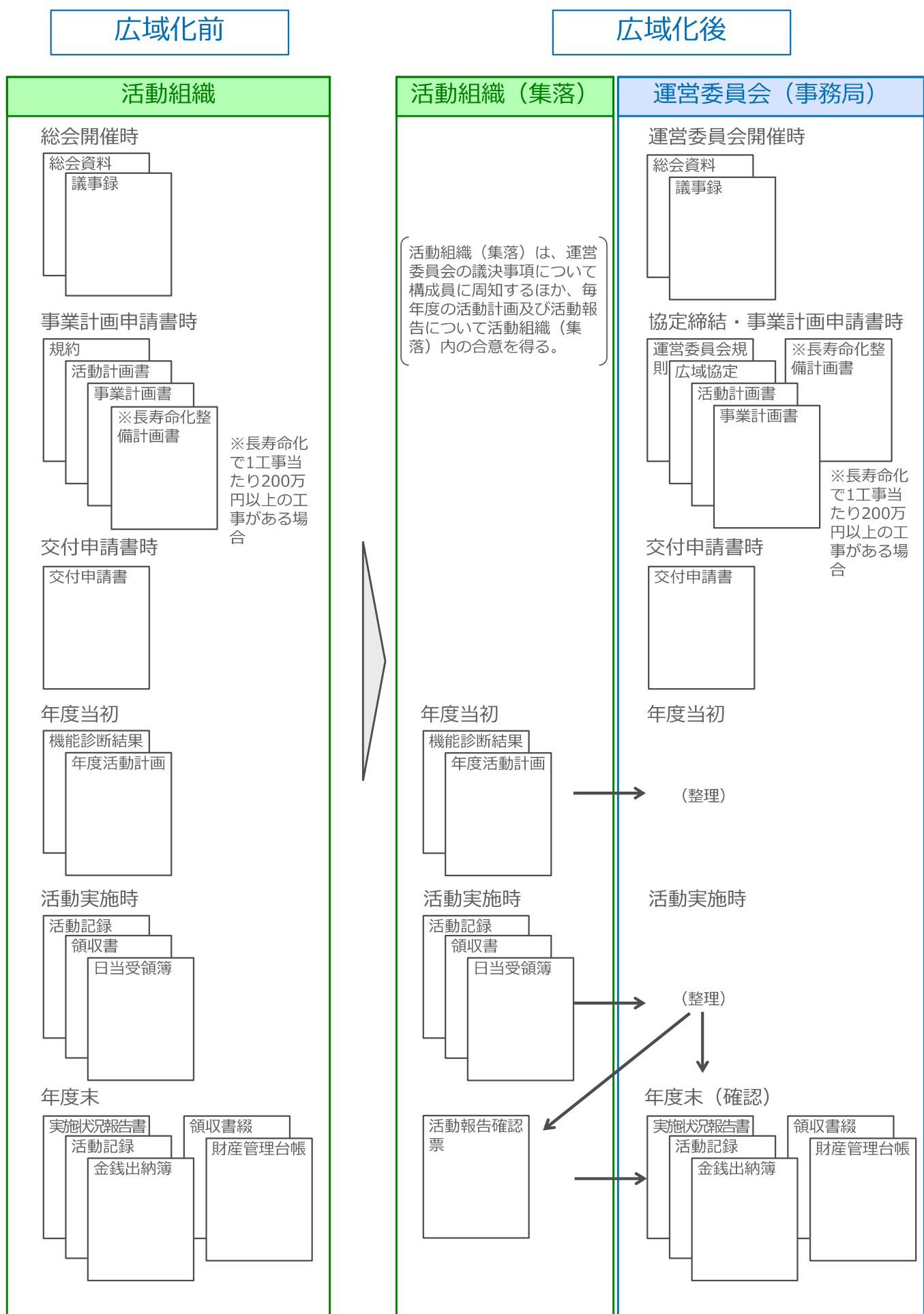
※これは一例であり、各広域活動組織の運営委員会規則による。

2) 活動組織と広域活動組織の活動の流れ（イメージ）



※ 上図は一般的な流れを示したものであり、活動組織（集落）と事務局の役割分担等によって内容は変わるものがあります。

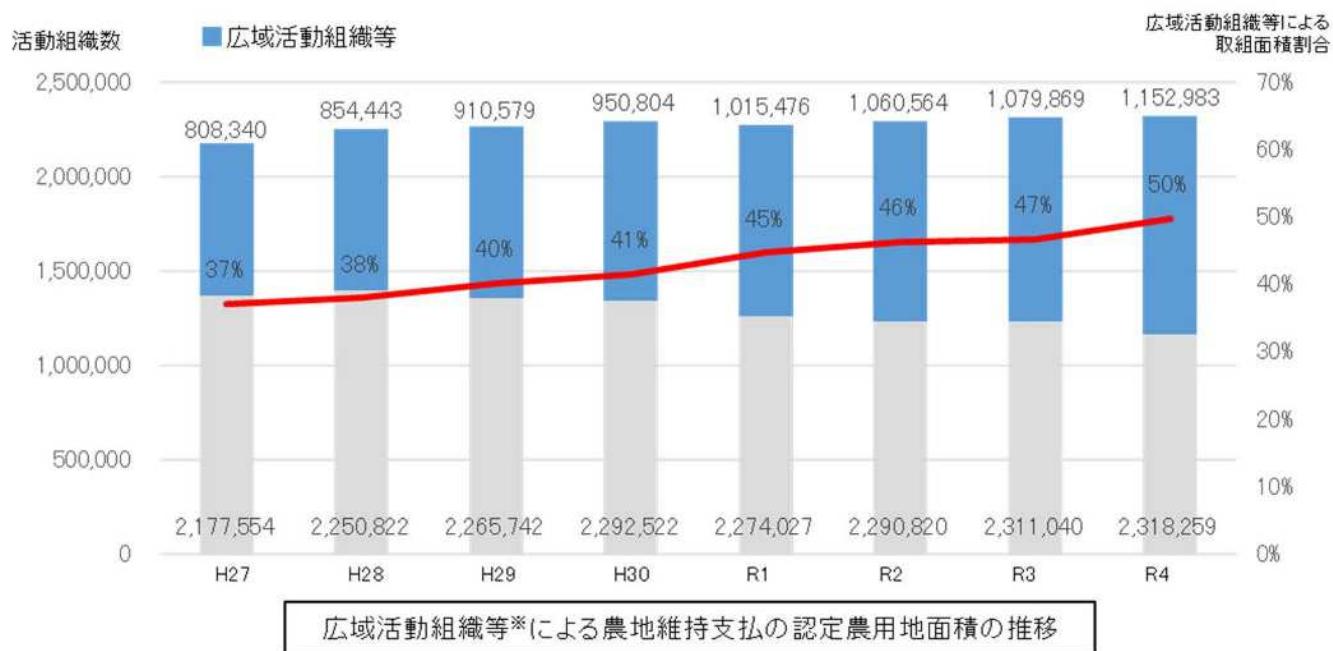
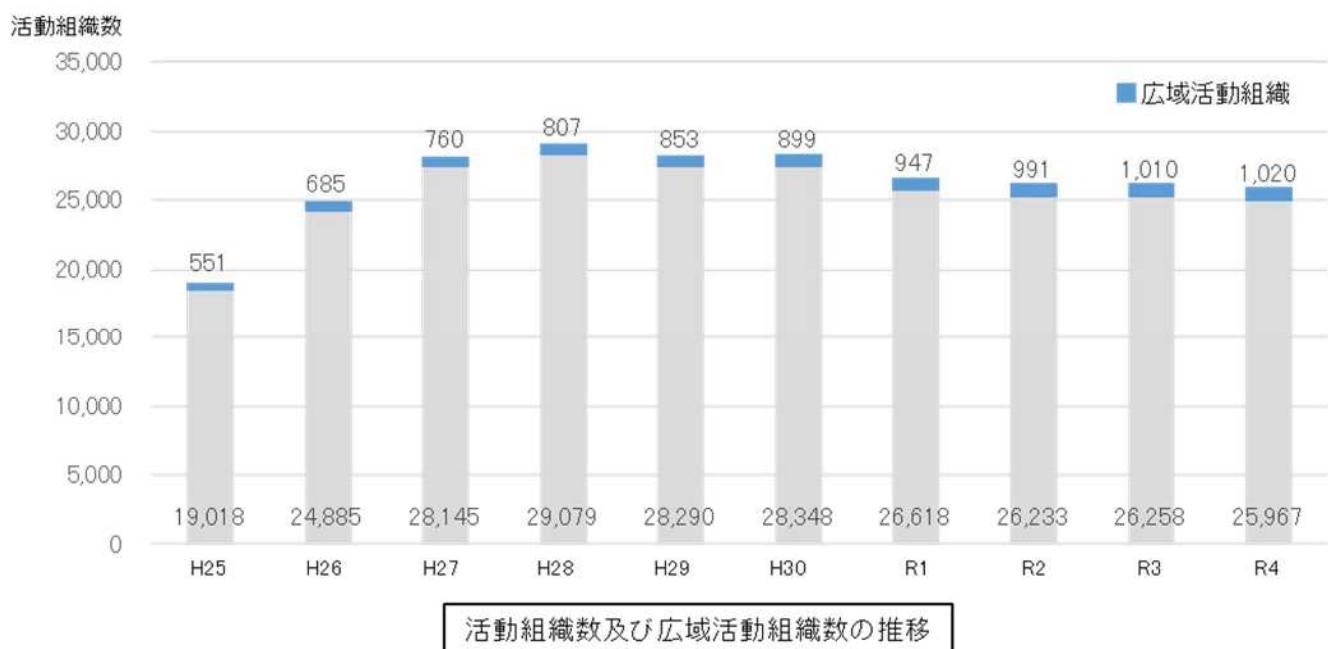
3) 広域化による事務作業及び作成書類の合理化（イメージ）



2 広域活動組織に関するデータ

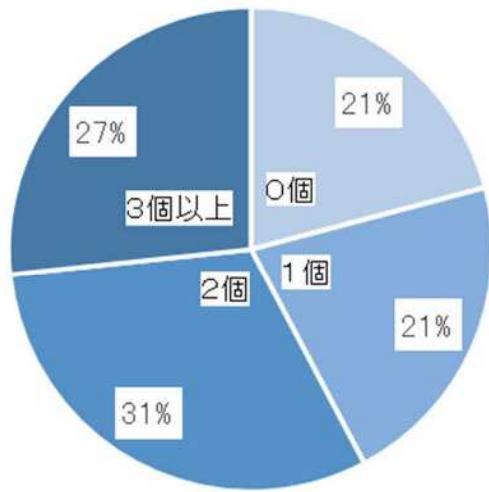
平成24年度に農地・水・環境保全組織（当時の制度における名称。現制度における広域活動組織に相当。）が制度上位置付けられたことを機に設立が始まり、これ以降、広域活動組織の数は増加しています。

また、広域活動組織等による取組面積の割合も年々増加し、令和4年度時点で5割となっています。

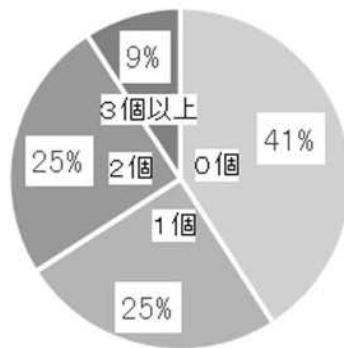


※広域活動組織及び広域活動組織と同規模（農用地面積200ha以上。北海道は3,000ha以上。）以上で取り組む活動組織。

広域活動組織では、「多面的機能の増進を図る活動」を3個以上取り組んでいる組織が3割となっており、より多くの地域の創意工夫に基づく活動が実施されています。

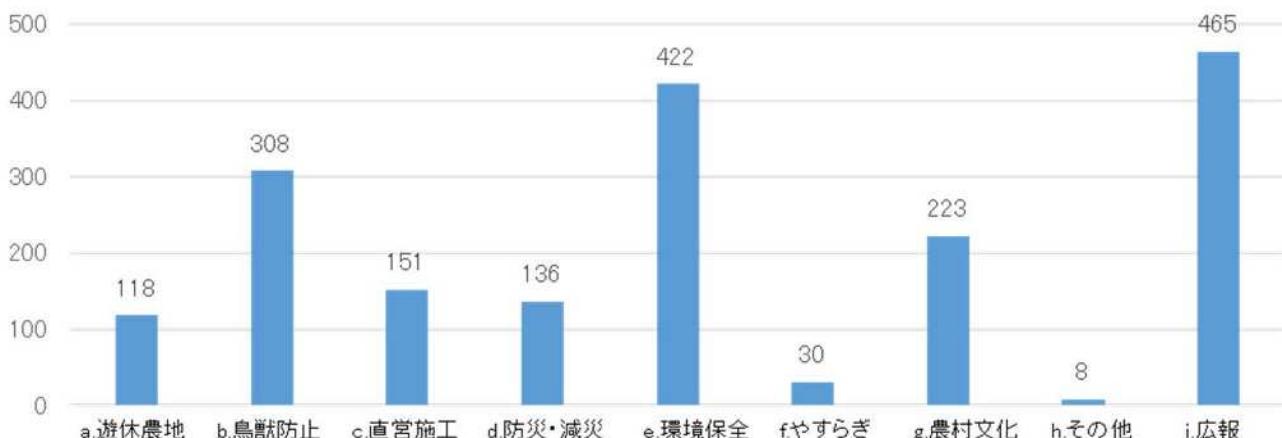


広域活動組織における
「多面的機能の増進を図る活動」実施数



広域活動組織以外の活動組織における
「多面的機能の増進を図る活動」実施数

該当組織数



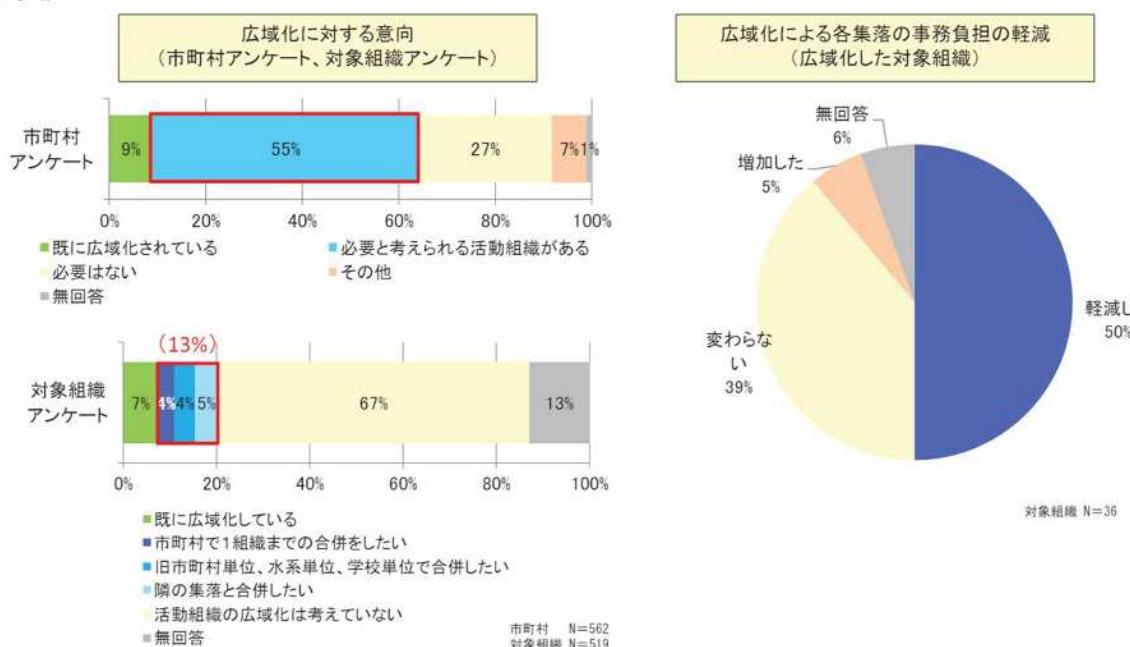
広域活動組織において実施されている「多面的機能の増進を図る活動」

令和3年度に実施した活動組織及びその管轄市町村に対するアンケート調査（抽出調査）結果によると、広域化に対する意向について、市町村では、55%が「必要と考えられる活動組織がある」と回答しているのに対し、活動組織では、67%が「活動組織の広域化は考えていない」と回答しています。

市町村では、広域化の必要性の認識が広がっている一方、活動組織においては、引き続き、広域化に関する情報提供を行い、理解の増進を図る余地があると考えられます。

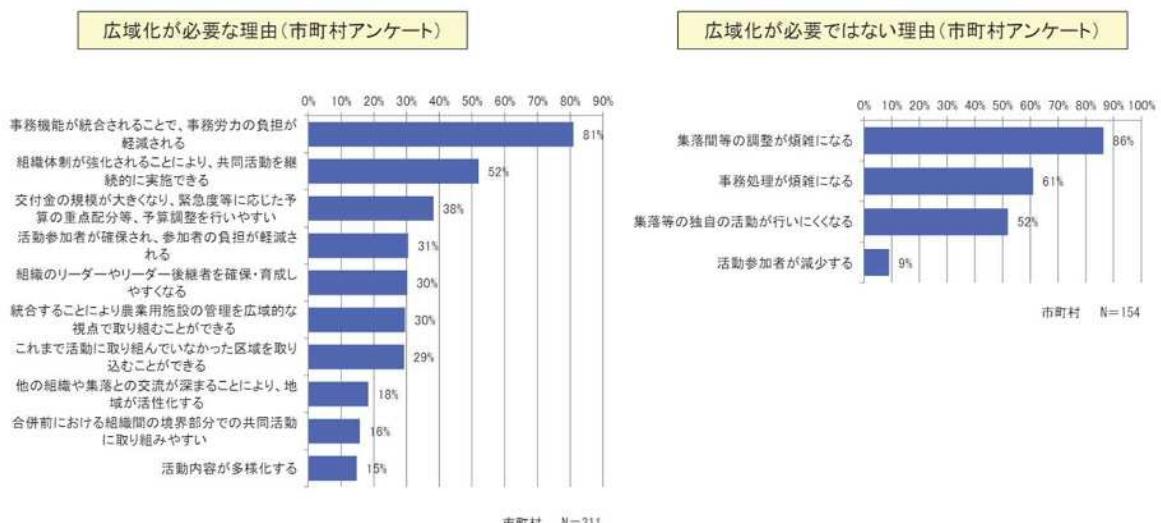
また、広域化した組織では、半数が集落の事務負担が軽減したと回答していますが、残りの約半数は、事務負担は変わらない又は増加したと回答しています。

広域化による効果として、事務負担が軽減した組織が半数ある中で、広域化によるメリットを生かしきれていない組織もあるとみられ、工夫を検討する余地があると考えられます。



さらに、市町村が考える広域化が必要な理由として、81%が事務負担の軽減、52%が組織体制の強化による活動の継続を挙げており、これらを広域化による効果として期待していることが伺えます。

市町村が考える広域化が必要ではない理由としては、共同活動や事務手続に係るルール作りや統一化等の広域化に至るまでの集落間の調整が煩雑になること等を挙げている市町村が多く、引き続き、先行して広域化をしている地区の事例等必要な情報提供を行い、理解の増進を図る余地があると考えられます。



グラフは、「多面的機能支払交付金の中間評価」（令和4年10月農林水産省）より抜粋

II 広域化の必要性とメリット・デメリット

1 広域化の必要性

集落単位等の比較的小さなまとまりで活動組織を設立した場合、高齢化や農業者の減少が進行すると、共同活動の人手が不足するなどの問題が生じることがあります。また、集落の課題解決や活性化につながる何か新しい取組を始めようとしても、ノウハウを持つ人が身近にいなければ、なかなか実現には至りません。

そのままでは共同活動が立ち行かなくなり、いずれ集落としての機能が失われてしまうかもしれません。

こうした状況を改善する手段の一つが、活動組織の広域化です。同じ問題を抱える近隣の集落等や活動組織が連携し、事務を集約して効率的に処理したり、各集落等がもつ人材や知識・経験を提供しあったりすることで組織力を強化し、活動を維持・発展させることができます。

活動組織が抱える以下のような問題は、活動組織の広域化で解決できるかもしれません。今は問題として顕在化していないなくても、数年後のことを考え不安がある場合には広域化を考えてみてはいかがでしょうか。

●広域化で解決できる可能性のある集落・活動組織の諸問題

- ・共同活動を実施しようとしても、なかなか人が集まらない。
- ・組織のリーダーや役員のなり手がいない。
- ・組織内の特定の人物に事務処理等の負担が集中している。
- ・組織の運営体制の世代交代が進まない。
- ・集落の立地等条件の違いにより活動内容に不均衡が生じている。
- ・耕作放棄地対策や鳥獣害対策など、地域の新たな課題に対応するための活動を行いたいが、知識がなくどうしたらいいのか分からず。
- ・学校教育や企業等と連携した活動を行いたいが、きっかけや伝手がない。



2 広域化によるメリット

<集落等・活動組織のメリット>

組織の広域化により期待される集落等・活動組織のメリットとして、具体的には以下のようなものが挙げられます。

●広域化による集落等・活動組織のメリット

<活動の継続、新規実施>

- ・単独では地域資源の保全管理が難しくなった集落を取り込み、集落間連携により活動を継続することが可能。
- ・これまで農地維持のみに取り組んでいた集落においても、資源向上などの新たな活動に取り組みやすくなる。
- ・未取組集落が新たに活動を開始したい場合、広域活動組織に取り込むことで、単独で設立する場合に比べて設立や申請に係る手續等の労力が少なくて済む。

<事務負担軽減や経費の合理化>

- ・各集落等が個別に実施していた交付申請、活動報告、会計処理、工事の外注手続き、保険加入等の事務作業を事務局に集約することで、各集落の事務作業の負担を減らすことができ、構成員は活動に集中できる。
- ・事務委託や工事発注、資材や物品の購入等をまとめて行うことで、経費の節減が図られる。



<地域における柔軟な交付金の活用>

- ・施設の補修等を行う際に、老朽化が著しい施設や重要度が高い施設に予算を重点配分することが可能。
- ・自然災害等突発的な事象に対応する際に、交付金の弾力的な運用が可能。
- ・ごく小規模な集落でも、広域活動組織の大きなエリアの中で交付金の配分方法を工夫することで、必要な農地や施設の保全管理を行うことができる。
- ・資源向上支払交付金（長寿命化）において、交付額のメリット措置（上限設定の適用外）が受けられる。

<活動及び地域の活性化>

- ・集落間連携により、資機材、人材、技術力の融通を行うことで、活動を活性化することができる。
- ・単独ではハードルの高い学校教育や企業との連携による取組が進めやすくなる。
- ・農業基盤整備促進事業や農地耕作条件改善事業等、広域活動組織が事業実施主体となる事業に取り組むことができる。
- ・安定した事務局体制により、他の支援施策が活用しやすくなる。
- ・集落間連携により、地域の農業振興や担い手育成等幅広い効果が期待できる。

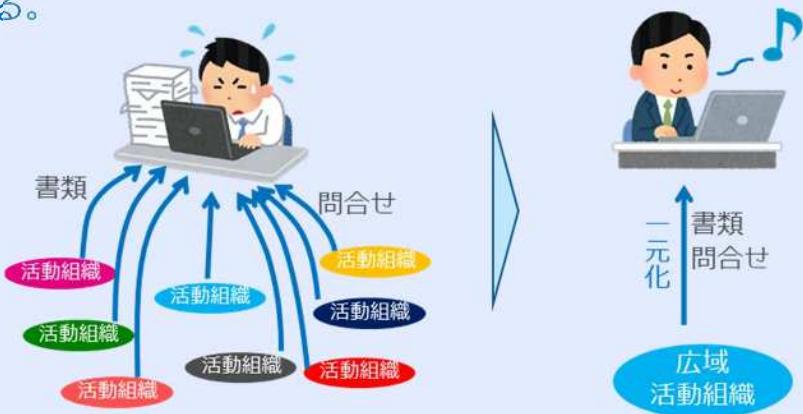
<関係機関のメリット>

市町村や土地改良区等の関係機関にとっても、以下に挙げるように、事務処理の集約や施設の管理体制の強化等のメリットが発揮されます。

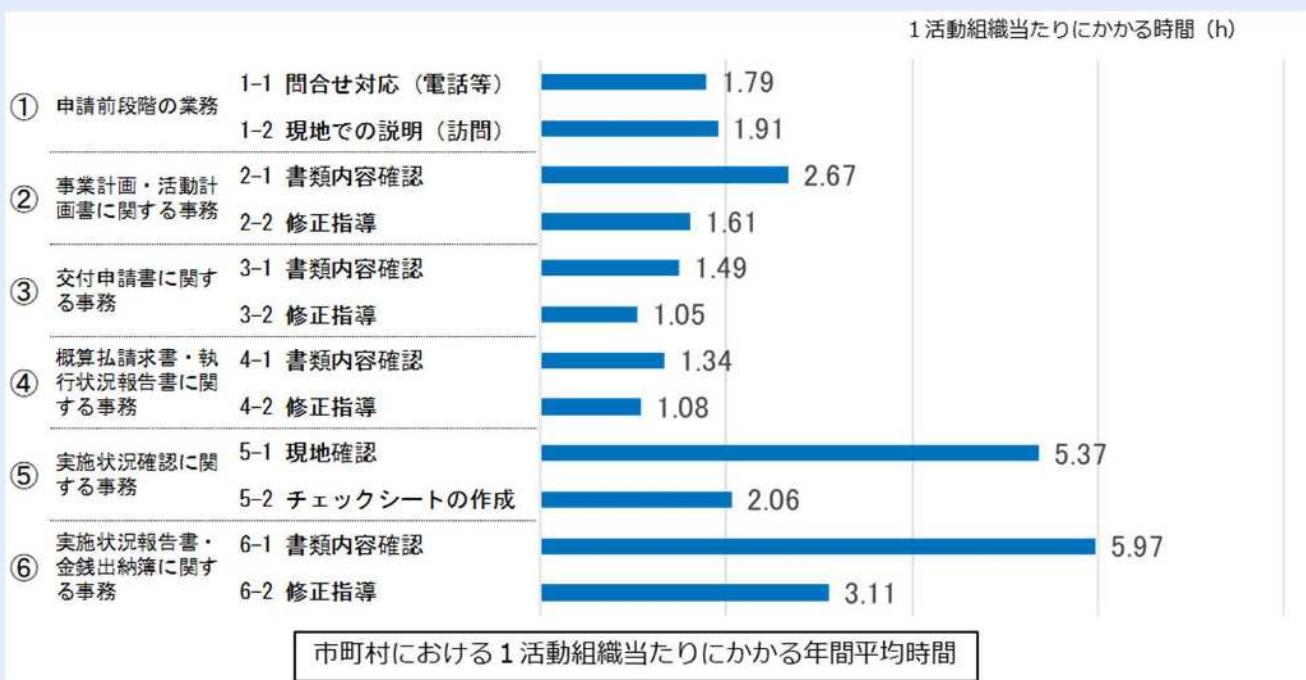
●広域化による関係機関のメリット

<市町村（都道府県及び推進組織も同様）>

- ・事務処理の統合により交付、実施状況確認等の件数が減り、事務負担が大幅に軽減することで、活動組織の指導を充実させることが可能。
- ・周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、市町村の取組面積の拡大につながる。
- ・市町村から組織に対する指導や連絡の系統が集約化され、効率的かつ効果的な指導が可能となる。
- ・市町村から組織に対する指導や連絡の系統が集約化され、市町村施策の展開がしやすくなる。



(参考) 市町村における多面的機能支払に係る業務量



令和2年度 市町村アンケート（中山間地域・日本型直接支払調査）
調査対象：日本型直接支払を実施する全国1,400の市町村（有効回収数914）
調査期間：2021年3月4日～3月23日

●広域化による関係機関のメリット

<土地改良区>

- ・広域な範囲で組合員との接点が増え、相互理解が進むことにより、土地改良区の運営に対する協力が得やすくなる。
- ・広域な範囲で集落等の連携が進むことにより、土地改良施設の維持管理の合理化が図られる。
- ・周辺の未取組集落が活動に取り組む契機となり、土地改良区の運営基盤である受益農地の保全体制が更に強化される。
- ・施設管理准組合員制度を活用して活動組織が土地改良区の施設管理准組合員になることで、土地改良区は、法律に基づき、活動組織に土地改良施設の管理への協力を求めることができるようになり、施設の維持管理における協力体制が強化される。



前述した内容は、実際に広域化した組織や関係機関で成果を得たメリットの一例です。メリットの内容や大きさは、広域化前後の諸条件によって変わってきます。

また、期待された効果が発揮されるまでしばらく時間がかかる可能性もあります。

3 広域化によるデメリット

広域化にはメリットばかりではありません。複数の組織が合併することや組織が大きくなることで、以下に挙げるようなデメリットが生じる可能性があることにも目を向ける必要があります。

広域化に向けた検討の中では、自分たちの地域ではどのようなデメリットが生じ得るのかを列挙し、それらをできるだけ小さくするためにはどのような方法があるのかを考えましょう。

●広域化したことによって生じる可能性のあるデメリット

<広域活動組織設立時等の調整>

- ・従前の各組織で決めた交付金の使途や日当単価等のルールを広域活動組織で統一する必要が生じるなど、集落間の調整が必要になる。
- ・資源向上支払交付金（共同）において、補修する箇所が特定の集落に集中したり、環境保全活動に取り組む集落が限られるなど、集落によって取組が偏る場合があるため、統一的なルールづくりや、合意形成方法の工夫など、調整が必要となる場合がある。

<意思決定や意向反映の課題>

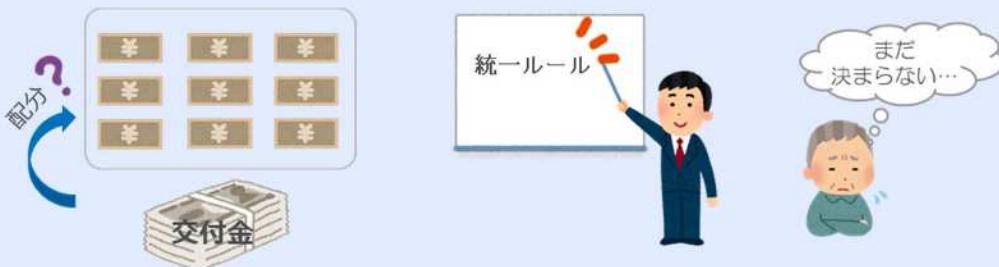
- ・小規模集落や山間部等条件不利地での活動に関する意見が広域活動組織の活動に反映されにくい。
- ・意思決定や集落間調整に時間をするなど機動的な対応に支障が生じる。

<費用負担の課題>

- ・集落ごとに事務量が大幅に異なる場合など、事務経費にかかる費用の負担割合の問題が生じる。
- ・事務局を設置する場合、各集落等が作成した活動計画や活動報告の確認、市町村に提出する書類の整理及び作成、集落間の調整等の作業に係る運営経費が生じる。

<活動時の課題>

- ・広域活動組織傘下となることで、事務局任せになるなど参加集落の主体性が弱くなる場合がある。
- ・運営委員会の委員は、運営委員会の会合のほか各集落等の会合にも出席することになるほか、各集落の実績報告の確認や現地確認を行うなどの責任や負担が生じる。



III 広域活動組織設立までの手順

推進主体が主として実施

運営委員会の委員となる予定者が主として実施

- 1 推進主体による広域化推進の方向性の決定 ··· p.16
 - ・広域化の推進主体（市町村、土地改良区等）は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性等について検討を行い、広域化を推進することについて意向を固める。
- 2 推進主体による基本的な方針の検討 ··· p.18
 - ・推進主体は、広域活動組織の範囲や構成、組織の運営方針（交付金の運用方針、事務局体制）等の基本的な方針について検討を行い、取りまとめる。
- 3 広域化対象集落等への説明会 ··· p.28
 - ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して広域化の基本的な方針の説明を行って意見を募る。
 - ・さらに、ワークショップや先行して広域化を実現した地区的代表者を交えた勉強会など、広域化に関する意見交換を行う場を複数回を設け、関係者間の不安を解消しつつ、広域化に向けた機運を醸成する。
 - ・各集落等の代表者は、集落内に説明し意見調整を行う。
- 4 集落等から広域活動組織への参加意向を確認 ··· p.28
 - ・推進主体は、広域化対象の集落等や関係団体から広域活動組織への参加の意向を確認する。
- 5 広域活動組織運営方針等の具体案の検討 ··· p.29
 - ・広域化対象の各集落の代表者及び事務担当者、関係団体の担当者、市町村等からなる広域化準備委員会（仮称）を立ち上げる。
 - ・広域活動組織の運営方針（対象農用地、活動内容、組織構成と運営体制、交付金の運用方針、その他ルール）の具体案について検討を行う。
 - ・検討結果を踏まえ、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成する。
- 6 各集落等への説明、参加同意の確認 ··· p.36
 - ・準備委員会での検討結果を各集落等の構成員に説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめる。
 - ・各集落等の参加意向を踏まえ、対象農用地の確定、参加同意の最終確認を行う。
- 7 広域活動組織設立 ··· p.37
 - ・設立委員会または総会で、広域協定運営委員会の設置等について議決を得る。
 - ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書や事業計画書等を決定の上、市町村長に広域協定書や事業計画書等を提出し、その認定を受ける。

最近の事例では、対象集落への説明会を実施してから広域活動組織設立までに1年半前後の期間をかけています。

1 推進主体による広域化推進の方向性の決定

活動組織の広域化は、一般的に市町村又は土地改良区の発意により進められています。

広域化の推進主体となる市町村、土地改良区等は、地域における組織運営上の課題等を踏まえ、広域化の必要性やメリット・デメリットについて検討を行います。広域化によってこれらの問題が解決できる見通しが立てば、広域化を推進することについての意向を固めます。

以下に、その手順の一例を示します。

(1) 推進主体

- 制度に精通した市町村や土地改良区等の関係機関が推進主体を担い、広域化に向けた明確な方針を打ち出すことが重要です。
- 広域化するかどうかの最終判断は、実際に共同活動に取り組む集落等や組織が行います。

(2) 地域における組織運営上の問題点の洗い出し

- 地域における各活動組織の運営状況のほか、関係機関が行っている指導や調整等の状況から組織運営上の問題点を洗い出します。

 ✓ 広域化で解決できるかどうかに関わらず、できるだけ多くの問題点を挙げましょう。

✓ また、現在直面している問題だけではなく、近い将来に直面しそうな問題についても考えるようしましょう。

(3) 広域化の必要性の検討

- 地域における組織運営上の問題が整理できたら、それらが広域化により解決できるものなのかどうかで仕分けします。広域化で解決できる可能性のある諸問題については、10ページの内容も参考にしてください。
- 広域化で解決できそうな問題が列挙されれば、広域化の目的が見えてきます。引き続き、次の検討に進みます。



- !**
- ✓ 広域化は多くの問題の解決につながる手段ではありますが、唯一の解決策とは限りません。隣の集落との合併だけで解決できるかもしれませんし、事務負担の問題については外部委託により多くが解決できるかもしれません。
 - ✓ ここで挙げられた問題のうち広域化で解決できないものについては、地域資源の適切な保全管理のための推進活動等、広域化に関する検討とは別の機会を捉えて解決策の検討を行うようにしましょう。

(4) 広域化によるメリット・デメリットの検討

- 11~14ページに例示した内容や事例等を参考に、広域化した場合の地域にとってのメリットとデメリットにはどのようなものがあるのかを検討し、それらを整理します。

(5) 広域化推進上の問題点の検討

- (4)で挙げたデメリット以外に、広域化推進上の問題点がないか検討します。

- ☞ ✓ 事務の受け皿となる団体がいない場合の事務局体制、既存の活動組織の自主性や活動の自由度の確保、日当などが課題となる場合が多いです。
- ✓ 広域化に関して不安な点があれば、できるだけたくさん出しましょう。

(6) 対応方針の検討

- 広域化によるデメリットは、地域の工夫で小さくしたり解決できることもあります。デメリット及び広域化推進上の問題点を解決するためには何をしなければならないのか、アイデアを整理します。

(7) 先進地事例の情報収集等

- 上記(3)~(6)の検討に際し、先行して広域化に取り組み具体的な成果を挙げている広域活動組織や広域化を主導した経験のある市町村等を訪問し、広域化に至った経緯やノウハウを担当者から直接助言してもらうことも効果的です。
- 広域化の先進事例については、都道府県や推進組織から教えてもらいましょう。また、農林水産省ウェブサイトに、広域化に関するプロセス事例集を掲載しています。

「広域化に関するプロセス事例集」

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/kouikika_jirei.html



- ☞ ✓ 先行地区の生の声を聞くことは、関係者の理解醸成を図る上で、極めて有益です。早い段階から情報収集を行い、同程度の組織規模、類似した地域状況等を有する広域活動組織や市町村を紹介してもらいましょう。

(8) 広域化推進の方向性の決定

- 推進主体は、地域における組織運営上の課題について、広域化によりある程度解決できそうだという見通しが立てば、活動組織の広域化を推進する意向を固めます。

- ☞ ✓ 地域の10年後、20年後の姿を想像し、地域を維持・活性化していくためにどのような主体を巻き込み、どのような体制を構築していくか考えましょう。



2 推進主体による基本的な方針の検討

推進主体は、前項までの検討結果を踏まえ、広域活動組織の構成や交付金の運用方針、事務局体制等について検討を行い、取りまとめます。

検討に当たっては、必要に応じていくつかの既存活動組織の代表者や事務担当者からの意見を聞きながら検討を進めます。

この基本的な方針に基づき、広域化対象範囲の集落等や関係団体への説明を行い、その参画を得て広域活動組織の運営方針に係る具体的な検討を進めることとなります。

以下に、基本的な方針作成までの手順を示します。

(1) 広域化に際しての区域設定

- ・広域化を図る場合の区域を設定します。区域設定の単位として、概ね以下の5つのタイプが考えられます。
- ・地域にとって広域活動組織の最適な規模はどの程度なのかを考え、区域設定をします。
- ・広域化を図る区域設定の単位を決めたら、次の手順として、対象となる集落等や農用地の範囲、参加を呼び掛ける関係団体についての方針を検討します。



- ・合意形成を図りやすい。
- ・変化が少なく、心理的負担が小さい。
- ・広域化のスケールメリットが得られにくい。
- ・事務員の雇用等を行う場合、経費を捻出するためには、ある程度の面積規模が必要。

- ・土地改良区との連携により、事務支援や技術的助言が得られやすい。

- ・広範囲で人及び資機材が融通できる。
- ・市町村、各集落ともに事務負担が軽減する。
- ・交付額が多く、予算を弾力的に運用できる。
- ・組織構成が複雑になり、行政の指導事項や組織の考え方が、構成員まで伝わりにくい。
- ・集落の主体性を維持する工夫が必要。

✓ 区域設定は、今後も人口減少による人手不足が進むことを念頭に、まずは、現市町村単位等広い範囲で検討してみましょう。
✓ できるだけ、これまで未取組であった集落や活動休止中の集落等を取り込むことも検討しましょう。

✓ 事務の合理化のために事務局を設置して専任の事務担当者を雇用する場合、その経費を捻出するためには、ある程度の面積規模が必要となります。
✓ 一方、広域化の範囲が大きくなると、多くの集落等の意見をまとめるために、高度な調整が求められます。

(2) 組織構成、運営体制の検討

- 3ページの運営体制図を参考に、広域協定運営委員会と構成集落等・団体の関係、役割分担等を示した体制図を作成します。
- 役員や事務局の候補者には、あらかじめ打診しておくと、その後の調整が進みやすくなります。

- ➡ ✓ 協力関係を築ける団体として、これまで構成員として参画していた団体だけではなく、新たに、土地改良区、JA、民間企業、大学、小学校、福祉団体、商工会、スポーツチーム等を検討しましょう。
- ✓ 事務局の受け皿や労働力の補完など、広域活動組織が必要とする視点だけでなく、学びの機会や活躍の場の提供、関係人口増加によるビジネス機会の創出など、広域活動組織が提供できることも検討し、Win-Winの関係にできるように検討しましょう。
- ✓ 組織運営の意思決定を迅速に行うために、幹事会を設置する等の工夫をしているケースもあります。

事例 自治会、企業との連携

浮島地区環境保全推進会（静岡県沼津市）の事例

- 遊休農地の有害植物の繁茂や、工事残土の不法投棄が問題となっており、地区目標の「住んでよかった浮島・住みたいたい浮島」に向け、環境や農地の保全が必要となっていた。
- そこで、NPO法人と連携し、地域住民等とともに遊休農地や不法投棄場所にひまわりを植栽し、「浮島ひまわりらんど」として造成。「ひまわり祭り」を毎年開催している。
- また、県が認定する「一社一村しづおか運動」により、中日本高速道路（株）と連携して休耕田の草刈りなどを実施。
- 協力団体は自治会、JA、まちづくり委員会、企業と多数。
- これにより、遊休農地2,000m²の解消や、小学校への環境教育の機会の提供、都市住民との交流、フォトコンテスト、メディアへの情報発信などに発展。



浮島ひまわりらんど



企業と連携したヨシの刈り取り

事例 「草刈り隊」による持続的な体制づくり

豊岡市中谷農事組合法人「草刈隊」（兵庫県豊岡市）の事例

- コウノトリ生息環境に配慮した環境創造型農業が盛んで、畦畔管理が重要な一方、草刈りが農業者だけでは限界。
- 地域住民に呼びかけ、農事組合の作業隊として「草刈り隊」を組織し活動。
- 担い手の大型機械を活用した効率的な草刈りを実施し、農業者の作業範囲が半減し、持続的な体制づくりに貢献。
- 「草刈り隊」の活躍で地域の農業への関心が高まり、後継者を育てる機会に。



草刈隊

事例 「直営班」による活動支援体制の構築

錦町農地・水・環境保全管理協定運営委員会（熊本県錦町）の事例

- 活動が困難な地域を支援するため、事務局直属の「直営班」を設立。直営班は、建設・土木関係のOB 7名と技術者 1名で構成。
- 長寿命化工事を実施するほか、人手の足りない地域における草刈りや水路の泥上げの作業も支援。
- 円滑なコミュニケーションが取れるため、両者が納得した施工が可能であるとともに、外注に比べて省コストで施工できる。



直営班の活動

事例 他支払の事務支援を行う運営委員会の設置

糸魚川市広域協定運営委員会（新潟県糸魚川市）の事例

- 多面的機能支払交付金の創設を契機に、市内33集落が広域化した「糸魚川市広域協定運営委員会」を設置（平成29年度に市内の全34集落が参加。）。
- 平成27年度から、市の呼びかけで日本型直接支払 3 支払（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）のために「糸魚川市日本型直接支払運営委員会」を新たに設置し、各支払の事務支援を一本化。
- これにより、各支払の活動組織等の事務負担が軽減するとともに、3支払の活動計画や取組について一元的に確認しているため、地元への指導や交付金の効率的かつ適正な執行が図られつつある。



日本型直払運営委員会



日本型直払事務局

【支援・指導内容】

- 窓口での個別相談対応（1日平均1～2名程度、多いときは複数人）。
- 7～9月にかけて現地調査及び指導、研修会等を実施。
- 市への全体の事業計画や実績報告等の提出を支援。

【運営委員会】

- 多面支払から4名、中山間直払から4名、環境直払から2名の計10名の役員を選出。
- 多面支払1名、中山間直払1名の専属職員が事務を担当。

【運営費（平成29年度から）】

- 中山間直払は、15協定の共同活動費から協定規模に応じた算出額で事務を委託。
- 多面支払は、広域協定運営委員会から必要な経費を日本型直接支払運営委員会に支出。
- 環境直払は個々の農家が取り組んでおり、一件当たり平均5千円の事務費で市に提出する書類作成を支援※。

※令和6年度現在は、委託要望が減少したため休止中。

(3) 交付金の運用方針の検討

1) 交付金の配分方針の検討

- 各集落等への交付金の配分方針について検討します。
- 広域活動組織の予算は、運営委員会で項目を決めるになりますが、事務運営経費、重点課題配分枠、集落配分枠の概ね3つに区分している例が多く見られます。
- この場合、交付額から事務運営経費、重点課題配分枠を差し引いた金額を各集落等に配分します。
- 各集落等への配分比率は、各集落等の対象農用地面積の比率に基づき決定することが基本です。



✓ 小規模集落等においては、他の集落等と一律の基準で配分額を算定すると、活動に回すことのできる金額が著しく少なくなってしまうことがあります。この場合、当該集落等が必要な保全活動を行える最低限度の費用が確保されるよう、調整を行うことが必要です。

■ 広域活動組織における予算の項目の例

項目	内容
事務運営経費	・事務局や運営委員会の事務費等の広域活動組織の運営に必要な共通的経費（事務員人件費、委員手当、旅費、印刷製本費、会議費、消耗品費等）
重点課題配分枠	・重要な施設の補修・更新や環境保全活動などの地域の共通課題に対応するための活動に係る経費
集落配分枠	・集落等が行う活動に係る経費。各集落等に配分し、実施した活動に応じて支出する。 ・別途、小規模集落等の活動費を確保するための基礎配分枠を設ける場合もある。（例 10万円/集落以上となるよう配分）

事例 施設の長寿命化の優先順位の調整

美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- 集落等からの整備要望について、町及び推進組織（県土連）の助言を得ながら、施設規模や建設後の経過年数等を踏まえ、他事業で対応すべきものと本交付金で対応すべきものに区分。
- 本交付金で実施すべきと判断した全ての施設について、事務局が現地確認を行い、老朽化度合いや施設の重要度に応じて施工順位を決定し、それを運営委員会で決定。
- 各集落等の合意が得られるよう、補修・更新が必要と判断される施設がある全ての集落等につき最低1施設は5年間の活動期間中に施工を実施できるよう配慮。



事務局による現地確認

●事務運営経費について

- ・事務局費については、各集落等が事務局にお願いする事務作業量を踏まえて必要額を算定することとなります。
- ・各集落等の取組内容が異なる場合など、必ずしも各集落等の面積や交付額の比率と同一となるとは限りません。広域活動組織内で揉め事が起らないように調整して決めてください。

※ 事務局体制の検討の詳細については、25ページを参照。

●重点課題配分枠について

- ・地域住民との交流活動、学校教育や企業との連携など、各集落等が個別に実施するよりも広域活動組織として実施した方が合理的な活動費用は、広域活動組織全体の経費として支出します。
- ・施設の補修・更新等を行う際に、老朽化が著しい又は重要度が高い施設に優先的に予算を配分することができます。機能診断結果に基づき、活動期間の中で施設の補修・更新を行う順番や実施時期を決めてください。

●各集落等への交付金の配分の例

- ・事務局費として10%、小規模集落等については最低額として25万円を配分する場合の例。下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定してください。

※下表は一つの事例であり、交付金の配分は各広域活動組織の判断で設定。

(単位：円)

集落名	対象農用地面積 (a)				①交付額	②事務局費 (交付額の10%)	③配分額 (補正前) (=①-②)	④小規模 集落補正 (最低25万円/ 集落を保証)	⑤配分額 (小規模集落補正額を その他の集落に配 分)
		水田	畑	草地					
A集落	8,700	7,500	1,200	0	4,462,800	-446,280	4,016,520	0	3,999,332
B集落	5,800	5,800	0	0	3,132,000	-313,200	2,818,800	0	2,801,612
C集落	6,000	5,000	1,000	0	3,044,000	-304,400	2,739,600	0	2,722,412
D集落	8,000	0	8,000	0	2,752,000	-275,200	2,476,800	0	2,459,612
E集落	5,500	4,200	1,300	0	2,715,200	-271,520	2,443,680	0	2,426,492
F集落	4,300	4,300	0	0	2,322,000	-232,200	2,089,800	0	2,072,612
G集落	3,800	3,800	0	0	2,052,000	-205,200	1,846,800	0	1,829,612
H集落	2,700	2,700	0	0	1,458,000	-145,800	1,312,200	0	1,295,012
I集落	2,600	1,800	800	0	1,247,200	-124,720	1,122,480	0	1,105,292
J集落	2,000	2,000	0	0	1,080,000	-108,000	972,000	0	954,812
K集落	750	600	150	0	375,600	-37,560	338,040	0	320,852
L集落	350	350	0	0	189,000	-18,900	170,100	250,000	250,000
M集落	400	200	200	0	176,800	-17,680	159,120	250,000	250,000
合計	50,900	38,250	12,650	0	25,006,600	-2,500,660	21,255,610	500,000	21,255,610

●各集落等に配分する交付金の管理方法について

- ・事務局が一括管理するケースと、集落で管理するケースがあります。

<事務局が一括管理>

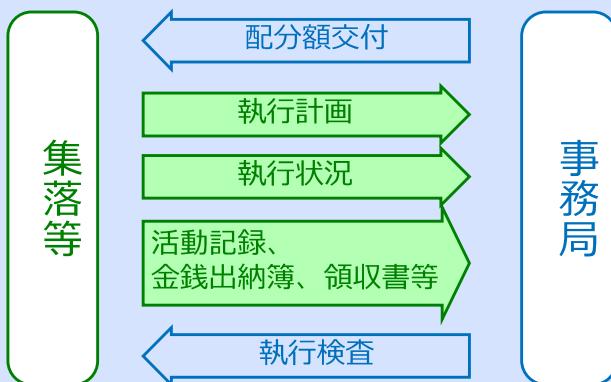
- ・集落ごとの口座管理や金銭出納簿の作成が不要なため、大幅な事務負担の軽減につながるほか、活動実績に応じた都度払いとすることで、年度途中における交付金の弾力的な運用が可能となります。



- ① 年度当初に事務局が各集落に配分額を提示。
- ② 各集落は、活動計画に基づいて活動を実施後、日当支払の根拠資料となる活動記録、資材・物品購入や外注に係る請求書等を事務局に提出。
- ③ 事務局が、活動記録や請求書等の書類を確認後、各集落に日当等を支払う。

<集落で管理>

- ・集落が交付金を自由に采配できます。



- ① 年度当初に事務局が各集落に配分額を交付。
- ② 各集落は、活動計画に沿って執行し、定期的に執行状況を事務局に報告。
- ③ 各集落は、毎年度、活動記録、金銭出納簿、領収書等を提出。
- ④ 各集落は、事務局の執行検査を受検。

2) 外注の範囲の検討

- ・広域活動組織が行おうとしている活動等が、規模や技術面から見て自ら実施可能な範囲を超えていると判断される場合は外注により対応することも可能です。どのような活動を外注により行うのか方針を決めます。
- ・基本的には、従来の活動組織において外注していたものは広域活動組織においてもそのまま外注で対応してもかまいませんが、広域活動組織内の各集落等の外注・直営に係る考え方には著しい差が生じることの無いよう調整する必要があります。



✓ 広域化により資機材・人材・技術の融通が期待できることから、これまで各集落等において外注により対応していたものを直営施工に置き換えることについても検討しましょう。

3) 日当、機械借上等単価の設定

- ・広域活動組織が構成員に支払う日当や機械借上等の単価を設定します。
- ・地域で一般に適用されている類似作業の労務単価や機械運転単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて設定します。設定した単価は、構成集落の全ての構成員に周知する必要があります。



✓ 会計経理に係る事務負担の軽減や組織内から不満の声が出ないようにする等の観点から、基礎的な活動に係る日当や草刈機の借上げ費等の基本的な単価については、広域活動組織内で統一することが望ましいと思われます。



✓ 各集落等で使用する機械が異なる等の事情があるようなものは無理に統一しないことが望ましい場合もあります。

(4) 事務局体制の検討

複数集落等から構成される広域活動組織では、構成各集落等が作成した実施計画や活動報告を確認し、市町村に報告する必要があります。

こうした事務を円滑に行うためには、運営委員会に事務局を設置することが合理的です。書類作成等の負担の大きな事務作業を集落等から切り離すことで、集落等は活動に専念できるようになり、より一層の活動の活性化が期待できます。

事務局の体制は、面積規模や事務局が行う作業の内容及び量などにより、確保する人数等が変わります。

- 👉 ✓ 事務局の受け皿となる団体がない場合、市町村等に適正な事務処理能力を有する者を紹介してもらうなどの支援を依頼しましょう。
- ✓ 事務局の受け皿となる団体がいる場合も、徐々に委託内容を増やしたり、事務のノウハウを丁寧に教えるなど、事務局として育成する工夫が大切です。

1) 事務局が行う作業の内容

- ・事務局が行うことが合理的と考えられる事務作業の例は以下のとおりです。

項目	内容
交付金に係る申請書類の作成	・市町村に提出する事業計画や交付金等の申請書類の作成。
活動の実施状況の整理	・構成集落が実施した活動に係る活動記録の取りまとめや整理。 ・広域活動組織が管理すべき財産が発生した場合の適切な管理。
交付金の出納	・広域活動組織に交付された交付金の出納に係る業務。
外部への委託・請負に係る発注、検査等	・工事等を外注する際の外注先の選定、契約、完成検査等に係る業務。
構成集落等や関係機関との間の連絡調整	・各集落等と市町村の連絡調整。 ・各集落間の調整。

2) 事務員の確保の方法

- ・事務局には事務作業を行うための専任の事務員を確保している場合が多いです。事務員に対価を支払い、事務作業を依頼するには、主に以下の3つの方法があります。

ア 構成員による対応

- ・広域活動組織内に市町村、土地改良区、JA、地域のNPO等のOBや元非常勤職員等の行政経験者や事務処理能力に優れた構成員がいる場合には、その方に作業時間に応じた日当等を支払うことにより対応します。
- ・上述のような方が現に構成員の中にいなくても、ふさわしい方が地域内にいる場合には、新たに構成員に加わってもらうことも考えられます。

 ✓ 適正な事務処理能力を有する者の選定に当たっては、市町村等の関係機関に紹介をお願いするなど地域内の幅広い人脈を頼りに探すとよいでしょう。

イ 雇用

- ・外部委託と比較した場合の合理性や必要性が認められる場合には事務員を雇用することも可能です。

 ✓ 事務員を雇用する場合は、以下の点に留意が必要です。

- 事務員を確保して対応しなければならない業務量があることや、事務員を雇用しなければ広域活動組織の運営に支障が生じることが説明できること。
- 外部委託の場合の費用と比較するなど、事務員を雇用することが合理的であることが説明できること。
- 事務員の業務計画、業務日誌を整理すること。
- 事務員の給与は、構成員の日当や事務作業アルバイト等の賃金と比較して適正であること。
- 労働法制度、社会保険制度、所得税法（源泉徴収）等を遵守すること。

ウ 外部委託

- ・外部委託により行うことが合理的である場合には、土地改良区やJA等の事務処理を行う能力を有する外部団体や個人との委託契約により対応します。
- ・事務作業を委託する際には、委託する作業の内容や水準、実施時期等について明確にした上で、これに基づき契約金額を決めてください。

 ✓ 土地改良区が事務を受託する場合には、当該活動組織の構成員となる必要があります。

3) 事務局の場所

- ・広域活動組織の事務処理を行うためには、事務作業場所が必要となります。

- ☞ ✓ 事務員の自宅を事務作業場所とすることもできますが、組織が大きくなれば多くの書類等を扱うこととなります。専用の事務作業場所を設けることを考えましょう。
- ✓ 各集落等の構成員が打合せや会議のために訪れること等も考えて立地を選定しましょう。

4) 事務局の運営費の設定

- ・既存の活動組織における事務作業の実績や他地区の事例を参考に、事務局の運営に必要な費用を算定します。

- ⚠ ✓ 活動開始後の実績により、設定した金額に過不足が生じないか確認することとし、確認結果を踏まえ、活動期間中にも適宜見直しを行ってください。

(5) 基本的な方針の決定

1) 基本的な方針の取りまとめ

- ・(1)～(4)の検討結果について、取りまとめます。
- ・次の手順以降、この方針に基づき、広域化対象範囲の集落等や関係団体への説明を行うとともに、これらの主体の参画を得ながら広域活動組織の運営に関する具体的な検討を進めることとなります。



2) 集落等向けの説明用資料の作成

- ・次の段階の広域化対象集落等への説明会に向けて、必要に応じて、1)で作成した基本的な方針の要約版資料を作成します。

3 広域化対象集落等への説明会

- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や参加を呼びかける関係団体に対して基本的な方針の説明を行い、各者から意見を聴取します。
- ・説明会の開催方法としては、各集落等を回って開催する方法と、各集落等の代表者を一同に招集し開催する方法があります。代表者を集めて開催する場合、各集落等の代表者には、集落内の説明と集落等の意見の取りまとめを依頼することとなります。
- ・また、ワークショップや先行して広域化を実現した地区的代表者を交えた勉強会など、広域化に関する意見交換を行う場を複数回を設けることで、関係者間の不安を解消しつつ、広域化に向けた機運を醸成することができます。
- ・推進主体は、各集落等からの意見を踏まえ、必要に応じて基本的な方針の内容を見直します。



-  ✓ 地域の現状・課題についての共通認識を醸成し、それを解決する手段としての広域化のメリットを説明しましょう。
- ✓ 変化を不安に感じる場合もあるため、各活動組織が行う農地維持の活動など、変わらないことも丁寧に説明しましょう。
 - ✓ 各集落等を回って開催する場合には、JAや土地改良区関係の会合等地域の農業者が集まる機会に合わせて行なうことが効率的です。
 - ✓ 先行地区の生の話を聞くことは、関係者の理解醸成を図る上で、極めて有益です。17ページ（7）を参考に、先行地区を紹介してもらいましょう。

-  ✓ 各集落等におけるこれまでの取組の有無の違い等により制度の理解度には差があります。必要に応じて個別説明を行うなどきめ細やかな対応が必要となります。

4 集落等から広域活動組織への参加同意の確認

- ・推進主体は、広域化対象範囲の集落等や関係団体から、広域活動組織への参加同意の確認をします。
- ・これ以降の手順では、推進主体の主導の下、広域活動組織の運営員会の委員となる予定者が中心となって参加意向を表明した集落等や関係団体の間で協議を重ねて、広域活動組織の運営方針の具体的な内容について決定していくこととなります。
- ・広域化後の活動を円滑に進めるためには、運営方針の決定までの過程で多くの集落等が参加し議論することが重要です。最終的な参加意向確認の機会は別途設けられますので、各集落等は推進主体の提示した基本的な方針に多少の意見がある場合でも、できるだけ検討に参加するようにしてください。

5 広域活動組織運営方針の具体案の検討

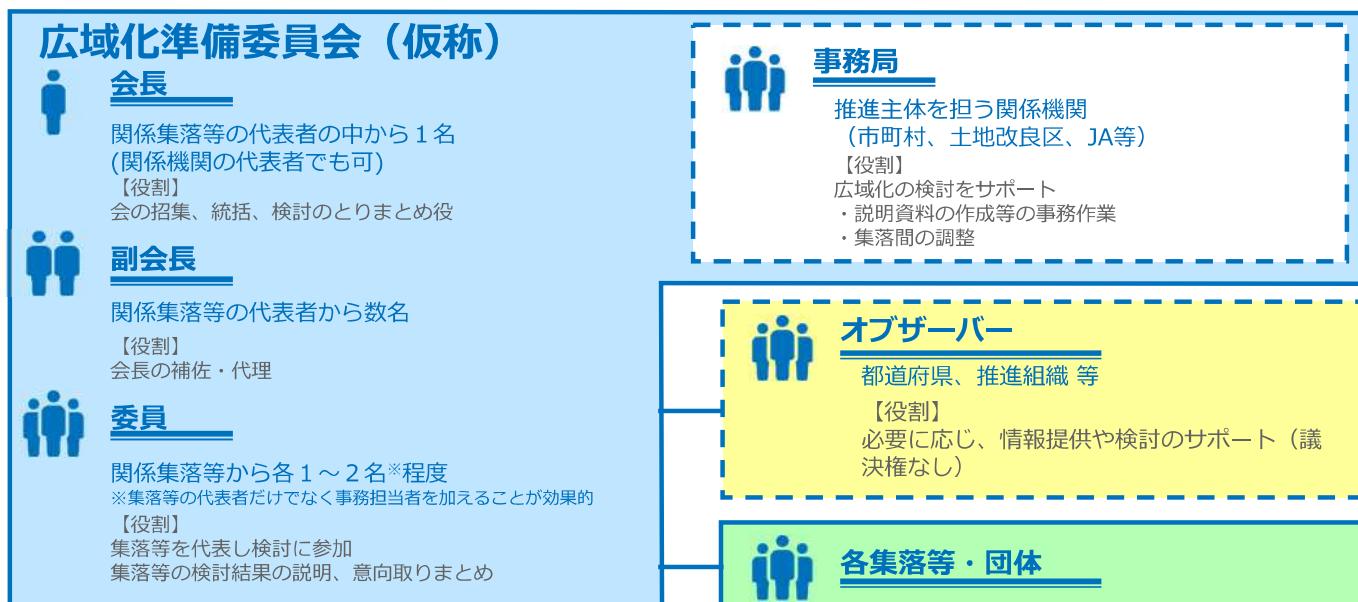
(1) 広域化準備委員会の立ち上げ

- ・広域化の推進について検討を行う準備委員会（仮称）を立ち上げ、広域活動組織の運営方針の具体案について検討を行います。
- ・準備委員会のメンバーの候補は、参加の同意を確認した各集落等（既に取組を行っている活動組織のほか、未取組の集落等も含む）の代表者や事務担当者、市町村、土地改良区、JA等の関係機関の担当者（ほか、広域活動組織への参加を呼び掛けるその他団体の代表者などです）。
- ・メンバーが決まれば、各者の役割分担を決定します。

※準備委員会を立ち上げずに、推進主体がその都度参加意向集落等・団体の代表者を募集し、必要な検討を行う方法もあります。

-  ✓ この段階では、広域活動組織への参加を表明していない集落等もメンバーに入れて情報共有することが、参加集落等を拡大する上で有効です。
- ✓ 各集落等の事務担当者も検討に参加してもらうことで、広域化による事務集約の効果が伝わりやすくなるなど、検討が円滑に進むことが期待されます。
- ✓ 将来事務局を担ってもらえそうな方に広域化の検討段階から加わってもらうことにより、広域活動組織設立後の円滑な事務運営が期待されます。

-  ✓ 検討が具体化し、実際に広域活動組織を設立する際には、この準備委員会の構成が基になります。広域活動組織への移行後のことともイメージして構成と役割分担を決めてください。
- ✓ 共同活動を通じた地域の活性化を考えるときに農業関係者以外の参画は不可欠です。19ページの繰り返しになりますが、Win-Winの協力関係を築ける団体の参画を得ることを検討してください。



■ 広域化の推進体制（例）

(2) 保全管理する農用地及び施設の設定

- ・広域活動組織が保全管理する農用地及び施設の範囲を設定します。
- ・既存の組織が合併する場合には、基本的には従前の活動組織における農用地及び施設はそのまま広域活動組織においても引き継ぐこととなります。
- ・これまで未取組であった集落が広域活動組織に加わる場合には、既取組の他の集落における農用地及び施設の設定に係る考え方を参考にします。

 ✓ 広域化によって効率的な活動が行えるようになったり活動が活性化したりすることが期待されることから、新たな農用地や施設を保全管理対象に位置付けることについても検討してください。

例 耕作放棄地を新たに農用地に位置づけ計画期間内に耕作可能な状態に保全する、単独では取組が困難な小規模集落を新たに活動区域に編入する等

✓ 地域一体となった取組を拡大する上では、未取組集落において新たに本交付金を活用した活動に取り組む場合に、広域活動組織への参加を原則として働きかけることも有効な方法です。

 ✓ 地域条件が似ているにも関わらず、農用地や施設の位置付けに係る考え方について構成集落間で著しい差がある場合には、その差が適正な範囲になるよう調整する必要があります。

(3) 活動内容の検討

- ・広域活動組織が実施する活動の内容について検討します。
- ・既存の組織が合併する場合には、基本的には従前の活動組織における活動内容はそのまま広域活動組織においても引き継ぐこととなります。
- ・これまで未取組であった集落等が広域活動組織に加わる場合には、既取組の他の集落等における活動内容の設定に係る考え方を参考にしてください。
- ・実施要領様式第1－3号 別紙1 活動の計画（1）農地維持支払及び（2）資源向上支払（共同）の表を参考に各集落の年度活動計画を立ててもらうと、事務局が取りまとめしやすく、活動要件の漏れなども確認しやすくなります。

-  ✓ 広域化に伴い効率的な活動が行えるようになったり活動が活性化したりすることが期待されることから、集落等における課題等を踏まえ、新たな活動を行うことについても検討してください。
- ✓ 特に、資源向上活動（共同）における農村環境保全活動については、広域で取り組むことによってより効果が高まる性質のものが多く、全ての集落等において農村環境保全活動に取り組むことを要件化することも、有効な方法です。
- ✓ このほか、鳥獣害対策や施設の補修・更新の活動等、これまで必要性がありながらも予算上又は組織の体制上の問題から十分に行えなかつた活動にも、多くの集落等の力を合わせることによって取り組むことが可能となる場合があります。

事例 全集落を挙げて環境保全活動を実施

美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- ・参加する30の集落全てが農村環境保全活動を実施することとして統一。各集落等が、それぞれ立てた計画に基づき、生態系保全活動や景観形成活動を実施。
- ・全ての集落等が取り組むことにより、不公平感なく活動が実施できている。



生態系保全の活動



景観形成の活動

(4) 組織構成、運営体制の検討

- ・推進主体が作成した組織構成、運営体制案に基づき、役員や事務局の人員配置を行います。（3ページ、19ページ参照。）

-  ✓ 組織運営の意思決定を迅速に行うために、幹事会を設置する等の工夫をしているケースもあります。
- ✓ 委員の任期を活動期間の5年間ではなく、2年や3年とすることも心理的な負担を軽減する有効な考え方です。

-  ✓ 事務局を設置する場合であっても、各集落等の代表者（＝広域協定運営委員会の委員）は事務局と集落等の間の調整や集落等が行った活動の報告等を行います。
- ✓ 代表者の負担が大きいことを理由に取組への参加を断念する例もありますので、役割分担には十分に配慮してください。
- ✓ 活動報告や構成員への支払を集落等に丸投げするのではなく、必要に応じて事務局が集落等の代表者をサポートできるような体制とするよう検討してください。

事例 意思決定機関「幹事会」の設置

西粟倉村多面的機能広域活動組織（岡山県西粟倉村）の事例

- ・運営委員会に幹事会という意思決定機関を設置。幹事会は、運営委員会の会長、副会長、役場の土木系職員等有識者を含む5名で構成。
- ・幹事会では、運営委員会（総会）からの委嘱を受け、各活動組織間の予算の融通や各活動組織からの申請に基づく長寿命化工事の優先順位等をフレキシブルに調整及び決定。

事例 集落等代表者の負担軽減に向けた工夫

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- ・集落等の代表者の負担を軽減するため、実施状況の現地確認は事務局が実施。
- ・活動報告がない場合などには、代表者と連絡を取り合い、活動の進捗を確認し、活動記録の作成をサポート。
- ・事務局が集落等の代わりにやるのではなく、集落の主体性を損なわずに活動を実施できるよう、集落等に対する助言という形をとる。

(5) 交付金の運用方針の検討

- ・推進主体が作成した交付金運用方針案に基づき、各集落等への交付金の配分方針、事務局が行う作業の範囲、外注の範囲、日当や機械借り上げ単価等について検討を行います。（21～24ページ参照。）



✓ 交付金を集落間で融通することを考えている場合は、その具体的な手順について、この段階でしっかりと検討をしておく必要があります。

事例 集落間での交付金の融通

下関市豊浦地域広域協定運営委員会（山口県下関市）の事例

- ・毎年度12月～1月頃に各集落等における予算の執行状況及び今後の執行予定を聞き取る。
- ・事務局が各集落等における予算の過不足の状況を踏まえて付け替えを行い、運営委員会にて決定する。
- ・各集落間の配分額の借り貸しは、5年間の活動期間中に原則精算する。
- ・集落間での交付金の融通を行う。（対象は、農地維持、共同、長寿命化）



(6) その他活動の円滑な実施に向けたルールの検討

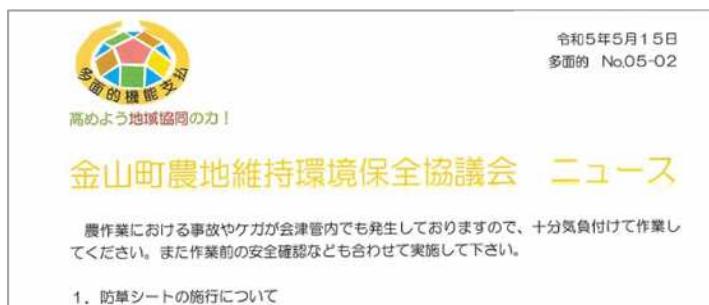
- これまで検討してきたような活動の実施そのものに関する項目以外にも、組織としての決め事を作ることによって、活動の活性化や円滑な活動の実施が期待できることがあります。

 ✓ 先行して広域化を実現している組織の工夫を取り入れることも検討してみましょう。

事例　円滑な活動の実施や活動の活性化に向けた工夫

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- 事務局がA4版1枚の広報資料を適時発行。その内容は、事務局が、活動記録から抽出し、同様の問題を抱えている集落へ紹介したり、広域で活用可能な事例を広報誌や総会にて周知。また、実施状況の速やかな報告や、集落等の構成員への速やかな日当の支払を促す内容等の連絡事項にも活用。
- これにより、施設の補修技術や資材等について集落間の情報共有が図られるとともに、活動に対する各集落等の責任感が生まれた。
- また、広域活動組織への参加を検討する未取組集落等にも配布することで、未取組集落等が広域活動組織への参加を決意する後押しにもつながっている。



広報資料

美浜町広域協定（福井県美浜町）の事例

- 構成集落向けに、計画策定、活動の実施・報告、交付金の支払方法のほか、活動の実施に係る留意事項（合意形成や計画的な予算執行の重要性）等について示したマニュアルを作成・配布するとともに、毎年度事務研修を実施。
- これにより、各構成集落等の自主性を尊重しつつ適正な活動が実施できている。
- このほか、定例の会議等に合わせて各集落等持ち回りで活動内容をプレゼンする活動報告会を実施。



活動マニュアル



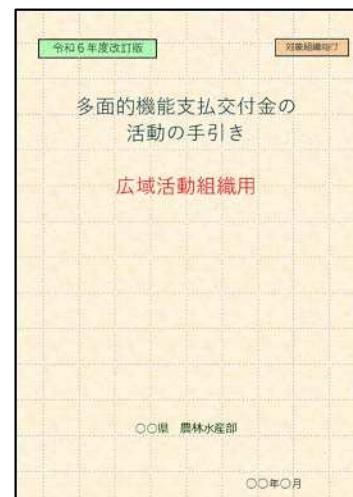
研修会の様子

(7) 広域協定書、組織規則、事業計画書等の案の作成

- （2）～（6）の検討結果を踏まえ、基本的な方針を修正するとともに、広域協定運営委員会規則、広域協定書、事業計画書の案を作成します。



✓ 各書類の作成方法については、「多面的機能支払交付金の活動の手引き（広域活動組織用）」などを参照してください。



6 各集落等への説明、参加同意の確認

- ・準備委員会におけるこれまでの検討結果を踏まえ、広域化対象範囲の全集落等や団体に対して、改めて説明会を開催し、基本的な方針や協定書、組織規則、事業計画書等を説明します。
- ・各集落等の構成員に対しては、各集落等の準備委員会委員から上記の内容を説明し、広域活動組織への参加同意を取りまとめます。
- ・合意形成が難航する集落等へは、団体、個人を問わず、推進主体が中心となり個別説明を行います。既存組織からの働きかけにより合意が得られることもあります。
- ・準備委員会で各集落等の参加意向を取りまとめ、その結果を踏まえて、保全管理する農用地を確定させるとともに参加同意を確認します。

 ✓ 不参加を表明した集落があったとしても、ある程度の集落から参加表明が得られた段階で広域活動組織の設立を進めましょう。

✓ 不参加の集落も、広域活動組織の様子を見た結果、集落内での合意形成が図られ、途中から参加するケースもあるため、継続して声掛けしましょう。

 ✓ 広域活動組織への不参加を表明した集落等がある場合には、当該集落等における課題解決に向けた検討が引き続き行われるよう、市町村、土地改良区、JA等の関係機関へ相談してください。

事例 不参加集落等へのフォロー

金山町農地維持環境保全協議会（福島県金山町）の事例

- ・参加意向確認時に、不参加を表明した集落等については、その理由や今後も広域活動組織への参加の検討を継続するか否かを聞き取り。
- ・聞き取り結果を踏まえ、広域活動組織の設立後も、不参加集落等に対して活動状況を伝える広報資料の配布や各種会合への参加呼び掛け等の対応を行った。現在は、町の広報誌を通じて参加の呼び掛けを行っている。
- ・こうした取組が奏功し、平成27年に17集落で設立した広域活動組織が拡大し、令和6年現在は、23集落が参加。

7 広域活動組織設立

- ・設立委員会または設立総会を招集し、広域協定運営委員会の設置等について議決を得ます。
- ・広域協定運営委員会を開催し、広域協定書、運営委員会規則、事業計画等の案について委員の合意を得て決定するとともに、広域活動組織を設立します。
- ・市町村長に広域協定書、運営委員会規則、事業計画を提出し、認定を受けます。

●プロセス事例集の作成に御協力いただけませんか？

- ・無事、広域活動組織が設立され、運営が軌道に乗りましたら、他の地域の参考となりますよう、広域活動組織設立までの経過をプロセス事例集にまとめるための情報収集に御協力をお願いします。
- ・御協力いただける場合、農林水産省ウェブサイトに掲載している「プロセス事例集作成のためのアンケート票」を記入し、以下の宛先までメールまたは郵送にて御提出をお願いします。

(https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/kouikika_jirei.html)



- ・御記入いただいた内容をもとに、当室においてプロセス事例の形にまとめ、都道府県及び市町村を通じて内容を御確認いただいた上で、農林水産省ウェブサイトに掲載させていただきます。

【郵送の場合の宛先】

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省 農村振興局 農地資源課 多面的機能支払推進室 事例担当行き

【メールの場合の宛先】

tmtoiawase000@maff.go.jp

IV よくある質問

Q 今までの活動組織で行っていた活動は、広域化した後もそのまま継続できますか。

A 集落等における活動内容は各集落等で決めることとなるため、基本的には今までと同じ活動ができます。ただし、同様の活動を行う他集落等と比較して交付金の使途や単価に著しい不均衡が認められるなど、集落間の話し合いにより適正な水準に調整することが必要となる場合もあります。

Q 事務局の経費として、交付金の中からどの程度支出する必要があるのですか。

A 事務の内容にもよりますが、事務処理に必要な作業時間に応じた金額を基に経費を算定しているのが一般的です。

この金額は、他地区の事例や既存の活動組織における事務作業の実績から算定することとし、最終的には、事務局の扱い手及び参加各集落等との話し合いにより決定することとなります。

活動費が少なくなるということで難色を示される方も中にはいるかもしれません、既存の組織で実際に事務を担当していた方に意見を聞くなど、その妥当性や必要性を組織の皆さんに理解してもらえる説明を心がけましょう。

Q 合併する既存組織の活動期間の終期が異なる場合、広域活動組織の活動期間はどのように設定すればよいのですか。

A 活動期間の終期を既存の活動組織の中で最も新しく設立したものに合わせるか、広域活動組織の設立年度以降の新たな5年間とするかのいずれかとなります。

ただし、広域活動組織の設立時点において活動期間の終期を迎えていない既存の活動組織においては、以下に留意する必要があります。

- 遷及返還期間が従前の活動期間の始期のままである
- 地域資源保全管理構想の策定期限は従前の活動期間の終期のままである

Q 活動組織で事務処理負担の軽減を図るために事務員を雇用し、交付金から賃金を支払う場合、有給休暇（夏季特別休暇等）や賞与の支払いはどのようにすればよいのですか。

A 多面的機能支払の事務局において専任職員を配置（雇用）する場合には、その給与・待遇について、以下に留意する必要があります。

- 給与は、構成員の日当や事務作業アルバイト等の賃金と比較して適正である
- 労働法制度等を遵守する

職員の給与、賞与、時間外手当、法定福利費等は、雇用契約に基づいて支払うこととなり、これらは交付金から支出が可能です。

具体的な給与の算定、年次有給休暇の付与日数等、労働条件に関する事項は、各都道府県の労働部局にご相談ください。

お問い合わせ先

本手引きや多面的機能支払交付金に関するお問い合わせは、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

お問い合わせ先	対象都道府県
北海道農政部農村振興局農村設計課 多面的機能支払係 011-231-4111（内線27-876）	北海道
東北農政局農村振興部農地整備課 022-263-1111 (内線4491/4349)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
関東農政局農村振興部農地整備課 048-600-0600（内線3565）	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、 山梨県、長野県、静岡県
北陸農政局農村振興部農地整備課 076-263-2161（内線3568）	新潟県、富山県、石川県、福井県
東海農政局農村振興部農地整備課 052-201-7271（内線2658）	岐阜県、愛知県、三重県
近畿農政局農村振興部農地整備課 075-451-9161（内線2567）	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山县
中国四国農政局農村振興部農地整備課 086-224-4511（内線2671）	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州農政局農村振興部農地整備課 096-211-9111（内線4779）	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課 098-866-0031（内線83334）	沖縄県

農林水産省 農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(電話) 03-3502-8111（内線5618）

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html